

平成31年度

事業計画書



はじめに

社会福祉法人安代会中長期計画（2019年度～2023年度）に基づき、新たなビジョンのもと事業経営を迎える初年度である。

これまでの5年間を振り返ると、平成29年に社会福祉法の改正が行われ、地域に対する社会福祉法人の役割がより一層の期待が高まった。社会福祉法第24条「経営の原則」に社会福祉法人の使命として「社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うために、自主的にその経営基盤の基盤を強化することを図らなければならない」とされており、この趣旨は本来の民間社会福祉法人経営者として、地域の福祉需要に対応することが求められている。

同条第2項には「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会福祉生活上の支援を必要とするものについて、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と責務が定められており、地域社会におけるセーフティネットを構成する社会資源として地域の人々に安心をもたらし、真に信頼される社会福祉法人になるためには、法人理念に基づき多様化、複雑化する福祉需要への積極的な対応が必要である。

地域に視点を向けると人口減少が進む中で高齢化が進み、安代地区で高齢者がいる世帯は1454世帯、総世帯数1,864の78%を占める割合となっている。ひとり暮らし高齢者も増え、買い物や通院などの移動手段、豪雪地帯ならではの雪対策が地域の支えとして必要となっている。社会福祉法人の役割として制度との狭間に位置する福祉ニーズに対して対応が求められている。

これから将来にわたり安定的に介護サービスを提供していくためには、人材の「採用」「育成」「定着」対策を重点的に行わなければならない。顧客は存在するが、担い手となる人材が不足しているため黒字倒産する介護事業者も存在するなど、人材確保対策は最重要課題として取り組むことが必要である。

これらの背景から2018年に「社会福祉HERO'S」（全国社会福祉法人経営者協議会）を立ち上げるなど、業界のイメージアップが始まった。当会でもその必要性は早くから感じておりWEBサイト、SNS等を活用しブランディングと魅力発信を続けている。今後においてもその必要性は高まり、他事業者と差別化するため一層の強化をする。

今後においても福祉サービスは「人」づくりが大切であり、地域包括ケアシステムの一員として、人材育成と良質なサービスを提供できる法人づくりを目指していく。

目 次

第1章 法人の基本理念と基本方針

I	基本理念	3
II	基本方針	3
III	平成31年度の重点目標	3

第2章 法人の事業計画

I	法人事業の推進	4
II	法人会議計画	6
III	職員研修計画	7
IV	法人委員会計画	8
V	施設整備等計画	10
VI	設備、車両点検計画	10

第3章 サービス部門の事業計画

I	特別養護老人ホームりんどう苑	12
II	りんどう苑デイサービスセンター	16
III	安代会居宅介護支援事業所	18
IV	ふれあいセンター安代デイサービスセンター	19
V	ふれあいセンター安代訪問介護事業所	20
VI	グループホームやがみ	21

第4章 受託部門の事業計画

I	りんどう苑在宅介護支援センター	23
II	ふれあいセンター安代高齢者生活支援ハウス	23

— 第 1 章 法人の基本理念及び方針 —

I 基本理念

社会福祉法人安代会は、良質なサービスを提供する「力」を養い、利用者の尊厳を守ることはもとより地域福祉の向上に貢献します。

II 基本方針

- 一 体 力 法人も各事業所も、そこに働くもの皆が体力を培う。
- 一 知 力 知恵を出し合い、創意工夫し常に知識、技術の習得に努める。
- 一 気 力 どんな難関にも耐える精神力、気魂を醸成する。
- 一 協 力 地域ならびに関係機関の理解を得て、互いに尊敬し公共性を重んじる。
- 一 人 力 仕事の尊厳と責任を自覚し、心身ともに誠意をもって努める。

III 平成 31 年度重点目標

(1) サービスの質の向上

サービスの担い手である職員の質の向上を推進する。

職員の専門知識の習得、技術の向上のために年間研修計画表を作成し体系的な教育プログラムを策定する。

(2) 介護人材の確保対策

人材確保に向けてホームページ、パンフレットなどの採用ツールを良質化すること。

積極的な情報発信に努め、法人のブランド力を高める。

小中学校における福祉教育を積極的に行い、福祉の仕事を啓発する。

(3) 人材の育成

法人の理念、期待する職員像を目指すため、研修を一元的に推進する体制を整備する。

階層別研修を推進し、職位、職責に合わせた研修を実施する。

(4) 地域における公益的な取組み

社会福祉法人の責務を果たすべく、地域の多様なニーズを把握し、生活課題の包括的な課題解決を目指す。

— 第 2 章 法人の事業計画 —

I 法人の事業推進

(1) 人権の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、個人の尊厳が守られる福祉サービスを目指す。これらの実現には職員一人ひとりへ理念の浸透が必要であり倫理教育を充実していく。また、人権擁護に関する自己評価を行うことで職員が自己の支援について振り返る機会を設ける。

権利擁護の視点から成年後見制度活用のほか、社会福祉法人後見制度に関わりをもち、法人として使命を果たしていく。

(2) サービスの質の向上

特別養護老人ホームりんどう苑においては福祉サービス第三者評価を受審することにより、サービスの質の向上に努める。

職員の専門知識の習得、技術向上のため年度研修計画表のもと集合研修、動画研修を実施する。また、利用者やその家族の満足度を把握し、サービスの質の改善に努める。

(3) 地域との関係の継続

利用者の生活が施設のサービスで完結することなく、家族や地域住民との関係が継続、さらに推進されるよう支援に努める。特に地域の伝統行事、小中学校や保育園との交流やボランティアとの関わりも直接的な交流を視点到活動支援を行っていく。

認知症などに対する理解を深めるためセミナーを開催する。

(4) 生活環境の向上

事業所内は清潔な状態を維持とチームワークを強化するため、5S活動（清掃、整理、整頓、清潔、しつけ）を徹底する。

利用者には四季を体感できるよう季節や食事、地域性を感じさせられるイベントを計画し、生活に潤いを与える機会を提供していく。

(5) 地域における公益的な取組みの推進

誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、福祉課題の解決に向けて、福祉ニーズの把握は重要である。現状は交通弱者の課題が浮き彫りとなっているため、公共交通空白地有償運送サービスの開始に向け関係機関との連絡調整を進めていく。

生活困窮者の支援策としてあんしんサポート相談員を配置している。潜在的に存在する生活困窮者を把握するためアウトリーチを含めて支援にあたる。

(6) 信頼と協力を得るための情報発信

義務化された経営情報の閲覧、情報公開は当然のことだが、公益的な取組み実施状況についても地域からの信頼を得るため積極的に発信していく。

広報活動は広報誌のほか、ホームページ、SNSを活用しタイムリーな情報発信を行っていく。

(7) トータルな人材マネジメント

問題や課題について積極的に改善しチームとして取り組むため、業務の標準化、共有化を図り統一した業務行動に努める。

情報の一元管理を行うため可能な限りペーパーレス化を図ることと、アプリケーションを活用して業務の効率化を図る。

(8) 人材の確保に向けた取り組み

内部環境、外部環境の把握から採用計画を立てているが、現在有効な採用ツールはホームページである。リクルートサイトは閲覧数も多く、専門学校生をはじめ応募者も募集定員を上回る状況だった。この他にも小中学校における福祉教育から福祉の仕事について啓発を行い、あらゆる採用チャネルを活用して求職者との接点を多くもつ。積極的な情報発信の中にも法人のブランド力を高めることも合わせて行うこととする。

人口減少により地域雇用が困難になることが予測されるため、NPO法人等と連携してI・Uターン者の対策も含め人材の確保に努める。

(9) 人材の定着に向けた取り組み

福祉サービスは職員の働く意欲によっても左右されることもあることから、魅力ある職場づくりを目指す。定着率の向上には職員間の人間関係を良好にすることが必要で、この他、メンタルヘルス対策、ワークライフバランスに配慮した職場環境に努める。

働き方改革に伴い5日以上の有給休暇付与が義務化されることになるが、確実な付与は当然のほか、それ以上に取得率が向上するよう環境を整える。

(10) 人材の育成

法人の期待する職員像を明示し、階層別研修を基本とした研修年度計画を整備する。OJTでは常に動機づけとなるような指導とし、Off-JTでは経験、テーマに沿った内容へ積極的に参加する。

リーダー層の育成には福祉サービスの専門性のみならず、マネジメント能力の育成に努める。

介護職員実務者研修、介護職員初任者研修等について自己啓発支援制度の促進により知識の習得と人材育成に努める。

新たな介護職員処遇改善加算の新設に伴い、昇給、昇格、賃金水準等を明確化し周知することによって自らの将来像が描けるような仕組みづくりを行う。

(11) コンプライアンスの徹底

法人経営を行う上で基本となる社会的規範やモラルを守るため、職員に対し社会福祉関係法令、労務関連法令、虐待防止法など適切な理解を促す場の提供に努め、社会的ルール遵守の重要性を普及、啓発する。介護保険請求事務については請求担当者のみならず適正な事務について知識の習得に努める。

法人の倫理規程を定期的に周知することとし、自己評価を踏まえて職員への認識を深める。

(12) 健全な財務規律

毎月の経営会議において経営実績シート、四半期ごとの経営指標の共有により事業ごとの経営状況を把握していく。適正な労働分配率を保ち、中長期計画に基づいた収益を確保する。

流動性、健全性、分散性の原則に基づき、資金運用の在り方を検討する。

II 法人会議計画

評議員会には法人の基本的事項の決定決議と理事会等の執行機関に対するけん制監督という役割が担われ、理事会は全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなり、経営組織のガバナンスが強化された。

経営会議は経営状況を共有化し、事業運営の課題を抽出することにより、意見交換、分析、協議を通じて改善に反映させ、経営の適正化、健全化を図る。

① 年間事業計画表

月	予定日	予定事業	予定案件
5月	下旬	第1回理事会	定款変更案 計算書類の承認、契約案件 評議員会の日時、議題、案件
6月	初旬	定時評議員会	計算書類の承認
8月	下旬	第2回理事会	定例理事会 補正予算 情報交換
12月	下旬	第3回理事会	定例理事会 補正予算 情報交換
3月	下旬	第4回理事会	事業計画、予算、規程改正等

② 年間監査計画表

月	予定日	内部監査	外部監査
5月		定期監査 30年度決算、事業報告	決算監査
7月			内部統制的監査
8月		定期監査	
10月			内部統制的監査
12月		定期監査	
1月			内部統制的監査
3月		定期監査	

Ⅲ 職員研修計画

(1) 期待する職員像

- ・福祉サービスに必要な倫理観のある人材
- ・福祉の専門職として、技術や知識を習得した人材

(2) 研修の重点目標

- ・キャリアに応じた知識、スキルの習得
- ・自己啓発の援助により士気意欲を向上させる
- ・職位、職責に応じた階層別研修を基本とする

(3) 具体的研修計画

- ・新任研修の実施、チューター制度を活用した教育
- ・年に2回、上司とのカンファレンスを通じ、スーパービジョンを行う
- ・専門講師、介護労働安定センター等を活用した集合研修の開催
- ・自己啓発制度の周知、利用促進
- ・動画研修の実施により知識、技術の定着化を図る

(4) 年度研修計画

ア 階層別研修

等級	業務職	等級	監督・指導職	等級	管理職
2級	福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【中堅職員研修】	5級 4級	福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【管理職員研修】	6級	経営管理研修
1級	内定者研修 福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【初任者研修】	3級	福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【チームリーダー研修】		

イ 年次研修計画

月	職場内	職場外
4月	全体会 倫理及び法令遵守	
5月	緊急時の対応 ターミナルケア	人事考課研修 雇用管理者講習
6月	認知症及び認知症ケア	キャリアパス生涯研修「管理職員編」 虐待防止研修 リスクマネジメント研修
7月	感染症・食中毒の予防及びまん延予防	キャリアパス生涯研修「初任者編」 認知症介護実践者研修 経営者協議会青年会専門講座

		岩手県社協高齢協研究会議
8月	事故発生又は再発防止	キャリアパス生涯研修「中堅職員編」 コミュニケーション研修 高齢者施設における多職種連携推進研修
9月	身体的拘束等廃止の取り組み 褥瘡予防に関すること	キャリアパス生涯研修「リーダー編」 介護職員等医療的ケア研修 感染症・食中毒予防研修 広報担当者講習会 全国経営者協議会全国大会
10月	非常災害時の対応 事故発生又は再発防止	メンタルヘルス研修 人材マネジメント講座
11月	感染症及び食中毒の予防 及びまん延防止	
12月		介護職員等医療的ケア研修 介護予防支援従事者研修
1月	プライバシーの保護に関する研修	労務管理研修 中央ブロック高齢協研究会議
2月	身体的拘束等廃止の取り組み	会計担当者決算研修
3月	新任職員研修	社会福祉施設内定者研修

IV 法人委員会計画

(1) 中長期計画策定委員会

社会福祉法人安代会中長期計画が有効に推進されているか定期的な進行管理が必要である。そのため推進状況の確認と評価を実施し、課題となる項目を計画に盛り込む。

ア 理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、課題や問題点の改善に向けた具体策を掲げる。

イ 数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行う。

ウ 必要に応じて見直しを図る。

(2) 苦情解決委員会

「苦情」以外のカテゴリーを作成し、多くの意見や提案等を受け入れ可能な環境を整備する。

ア 高齢者福祉以外の苦情解決機関を学ぶように外部研修に参加する。

イ 「苦情」以外のカテゴリーを整備する。

(3) 衛生委員会

労働安全衛生法に基づき、職員の健康保持増進を図ることと、快適な職場づくりを組織として目指す。

ア 音楽環境を取り入れることにより、利用者の生活環境及び職員の職場環境向上を図る。

イ 腰痛予防対策を推進するため、新たな福祉用具を検討し予防に努める。

ウ 5S活動によりチーム連携が図られた職場環境を目指す。

(4) 感染症対策委員会

感染症の最新情報を把握し感染症予防を徹底するほか、まん延防止の知識・技術の啓発をする。

ア 感染症予防の研修会を開催（新職員・全職員対象）と、感染症に関する研修会等への参加。

イ 外部からの感染防止の為、利用者の状況把握と共有ができるようにする。

ウ 感染症マニュアルの確認・見直し

(5) 職員研修委員会

求める人材像に向かって、専門職としての知識、技術を習得することを目的とする。

ア 認知症ケアについて研修会を実施する。

イ 研修ニーズに沿った研修を企画する。

(6) 人権擁護委員会

人権擁護の関係諸法令の理解を促進すると共に、職員がその関係に基づく支援ができていないかのチェックを行い、利用者視点での生活を見直し、人権擁護の啓発活動を行う。

ア 人権擁護諸法令、高齢者虐待防止法、倫理規程等の理解を促進し、人権擁護の理解を深める。

イ 動画研修を取り入れ幅広く権利擁護の知識を職員に習得する環境を作る。

ウ 利用者の立場にたち、利用者が自分らしく暮らせるために生活支援を見直す。

(7) 広報委員会

法人の運営状況を広く理解してもらうため、広報紙とホームページを活用し、情報発信に努める。

ア スタッフ紹介は採用後のイメージに繋がるため掲載を続ける。また、サービス内容を充実し、広報誌を通じて訴求効果を高める。

イ タイムリーな情報を発信するため SNS を活用する。行事など施設内部の情報だけでなく、外部の魅力を発信することで地域活性化を図る。

ウ これからも魅力のある情報を発信するために、積極的なスキルの習得に努める。

(8) 防災対策委員会

災害における利用者の生命と安全確保を第一とし、災害でも揺るがない施設を目指す。

ア 災害発生後において緊急時対応のほか、事業継続計画（BCP）を策定する。

イ 不測の事態における入所者の預け入れや救護、救援物資等の要請は岩手県高齢者

福祉協議会web防災マップを活用し危機管理体制を強化する。

(9) 地域貢献委員会

地域における社会福祉法人の役割を法人内並びに地域に発信するとともに、社会福祉法人視点での地域課題解決の取組を推進する。

- ア 地域の関係機関や団体との協働を通じ、地域社会でのネットワークを構築する。
- イ 社会福祉法人独自の社会貢献(地域公益)活動を推進する。
- ウ ネットワーク化の過程で発見されたニーズを明確化、その解決策についての検討を行う。
- エ 施設の地域化を図り、地域福祉の概念を地域と共有する。

V 施設整備等計画

月	事業名	内容
4月	厨房トイレ洋式化工事	りんどう苑厨房のトイレを和式から洋式トイレに改修することで、ノロウイルス等の感染症予防対策に努める
5月	業務用洗濯機 業務用乾燥機	設置から15年が経過し、部品の供給も難しい状況となってきたため更新を図る。
6月	高圧受電設備改修工事	高圧気中開閉器が設置から20年以上経過しているため更新を行う。

VI 設備、車両点検計画表

利用者が生活を安全に送っていただくため、法定点検のほか施設設備の保全を計画的に実施する。

月	設備保守点検	車両保守点検
4月	電気設備月次点検	車検 キャラバン (No.4101)
5月	ガラス清掃	
6月	電気設備年次・月次点検 浄化槽法定検査、洗濯設備点検	
7月		車検 ハイゼット (No.33) 車検 アクティ (No.4285) 車検 ポルテ (No.5133)
8月	電気設備月次点検	車検 アトレー (No.3388)
9月	機械設備保守点検 (ボイラー、貯水槽、地下タンク、暖房設備) 消防設備点検 厨房設備清掃点検	

10月	ガラス清掃 外装清掃 電気設備月次点検	
12月	電気設備月次点検	車検 ヴォクシー (No.2061)
2月	電気設備月次点検	
3月	消防設備点検	車検 ローザ (No.8860) 車検 ハイエース (No.1092) 車検 ヴォクシー (No.7713)

— 第 3 章 サービス部門の事業計画 —

I 特別養護老人ホームりんどう苑

1 基本方針

個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立ってサービスを提供するよう努める。また、施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

2 りんどう苑の目標

- 一 協調と融和により、入所者本位の苑を目指します
- 一 日々研鑽を積み、質の高い苑を目指します
- 一 地域社会に貢献し、愛される苑を目指します

3 利用者数見込み

長期入所者 20,369 名（1日平均 55.6名）

短期入所者 2,721 名（1日平均 7.4名）

4 職員体制

施設長	事務員	生活相談員	介護支援専門員	看護職員
1	3	1	1	5
介護職員	栄養士	歯科衛生士	用務員	
22	1	1	6 (6)	

() はうち非常勤職員

5 サービス

(1) 介護職員

- ① 認知症を正しく理解し、入所者が笑顔で過ごせる施設づくりを目指す
 - ア 利用者様を敬う気持ちを忘れず、常に敬語で接する。
 - イ 利用者様の個性を尊重し、それぞれの想いに寄り添う。
 - ウ 認知症に関する研修へ参加し、最新の知識や技術を日々のケアに取り入れる。
- ② 24時間シートを活用し、個別性を重視したケアを提供する。
 - ア 日々の気付きを多職種間で共有し、利用者様の細かな変化に適切に対応する。
 - イ 24時間シートに基づき、利用者個々の自立支援に向けた取り組みを実施する。
 - ウ 利用者様が抱えるリスクを理解し、利用者様一人一人がその人らしく生活できるよう支援する。

(2) 看護職員

- ア 入所者の健康管理に努める。

イ 感染予防に努め、入所者への対応、職員への意識向上、知識の徹底、統一した対応が行える様、指導を行う。

ウ 業務の内容のマニュアル化を行う。

エ 家族への入所者の現状報告を定期的実施し、信頼関係を築く。

オ 記録の充実に努める。

(3) 生活相談員

ア 定期的に近況を電話や手紙で届ける。

イ 家族会と協同しながら、家族を含めた行事等を進めていく。

ウ 成年後見制度利用の受入窓口を作る。

(4) 介護支援専門員

ア 施設計画書と 24 時間シートの活用でケアの効率化を図る。

イ 口腔支援、褥瘡予防、排泄支援等ケアプランの反映に努める。

ウ 他職種からの情報でモニタリング、評価記録の充実に努める。

(5) 栄養士

ア 県産食材使用の「いわて食財の日」の継続として、周知方法の見直しや回数、内容の具現化に努める。

イ 季節やお祝い行事を目や舌で味わって頂く為に、通年の誕生会行事食の継続。

ウ ソフト食の見直し。

6 年間予定

	内容	備考
4月	誕生会（毎月） ミニバスハイク	
5月	母の日 小中学校運動会見学 バスハイク	田山小学校、安代中学校
6月	家族交流会 父の日 ミニバスハイク	家族との交流
7月	夕涼み会 八幡神社祭典見学 七夕	
8月	夏祭り 盆供養 バスハイク	地域、家族との交流
9月	敬老会 彼岸供養	地域、家族との交流
10月	文化祭見学	

	ハロウィン	
11月	家族合同夕食会	家族との交流
12月	クリスマス忘年会	
1月	初笑い 鏡開き みずき団子づくり	
2月	節分 バレンタイン	
3月	彼岸供養 ひな祭り ホワイトデー	

7 委員会

(1) 入退所判定委員会

入退所指針に沿って、入所者決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、入所の必要性の高いものが円滑に入所できることを目的とする。

ア 第三者委員及び行政関係者を含めた委員会を年3回以上開催。委員会決定順位を基本としながら、次の待機者に迅速に対応する事によって、ご本人とご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。また、切迫性のある事案に対しては緊急の委員会を設け、地域及びそのご家族の実情に合わせて開催していく。

イ 嘱託医との意思疎通を図りつつ、入所決定につなげて行く。

(2) サービス向上委員会

P D C A サイクルを整備し、入所者に対し良質かつ適切なサービスを提供する。

ア 個別ケア、サービス向上のため24時間シートを活用した介護サービスを提供する。

なお、IT化を推進することにより業務効率向上を図る。

イ 第三者評価基準をもとに自己評価を行い、改善すべき点を抽出しながらケア向上に努める。

(3) 身体拘束適正化委員会

入所者の身体及び心理状況を観察しながら、拘束の廃止または拘束時間の縮減に努める。

ア 身体拘束のリスクや影響を意識する為の研修会を開催する。

イ 定例会を開催し、拘束のないケアへの推進を図る。

(4) リスクマネジメント委員会

ケアプランとリスクマネジメントの連動性を高め、軽微な事故及びヒヤリハットの減少を目指す。

ア 認知症入所者の言動等を理解するリスクマネジメント力を高める。

イ 過失と伺える擦過傷（擦り傷）等の事故件数の減少を目指す。

ウ リスクマネジメント意識高揚の為にも事業所内研修を2回行う。

(5) 行事クラブ委員会

日々楽しみをもった生活を入所者が送れるよう、地域での行事に参加し、生活の潤いや刺激を与える機会を提供する。

ア 毎日、楽しみを持って生活していただけるように、レクリエーションやクラブ活動等を積極的に行う。

イ 地域で行われる行事等に参加し、地域との結びつきを強める。

ウ 外出する機会を作り四季を感じる機会を提供する。

(6) リハビリ委員会

入所者の身体的・精神的・個別性を考慮しながらリハビリを推進し、生活の中での入所者の残存機能を活かすリハビリを展開する。

ア 個別機能訓練計画書の見直しに努める

イ セルフケア、移動動作、コミュニケーション、日常生活関連動作、ADL 面から入所者に適正な自立訓練を行う。

ウ 車椅子の点検の項目を明確にする。

(7) 食事サービス委員会

入所者の心身にあった食事を、美味しく楽しく安心安全に食べられるよう工夫する。

ア 内部研修会を2回開催予定とし、動画研修（専門家による講義で、食事環境の考え方や身体の変化と対応等の内容）や、疑似体験（トロミ食の試食や食事介助をする）。

イ 委員の知識向上のため嚥下摂食リハビリテーション等へ参加する。

ウ バイキングに替わる食事の楽しさ喜びとして、行事食やおやつ作りを工夫する。

(8) 排泄検討委員会

コスト意識をもちつつ、入所者の排泄環境を工夫する。

ア 利用者の排泄リズムを把握する。

イ 定期的に利用者の身体状況を確認し使用物品の見直しをする。

ウ 職員間の情報共有をする。

(9) 褥瘡対策委員会

褥瘡は利用者の日常生活を崩す要因の一つである。利用者の尊厳を保持するため、試行錯誤し褥瘡の改善、予防に務める。

ア 毎月、委員会で褥瘡保持者の確認、経過観察の情報交換を行い褥瘡の再発防止に務める。

イ 専門性を高めるため褥瘡予防に関する研修を行う。

(10) 口腔内のたんの吸引等安全対策委員会

利用者の口腔内たん吸引等の安全確保を守る。

ア 安全委員会を定期的（隔月。不測の事態が生じた場合は随時）に開催し、マニユ

アル手順書に沿って事故防止策を図る。

8 会議計画

(1) 給食会議

法人と給食委託業者との協力・連携体制を強化するとともに、食中毒防止の為の衛生管理の徹底はもとより、利用者がよりおいしく、より楽しく食事ができるよう協議する。

ア 開催時期・・・毎月第3月曜日(行事の予定等により変更あり)

イ 構成員・・・施設長、特養生活相談員、デイ生活相談員、給食委託業者、栄養士 (他、食事サービス委員会職員)

(2) 介護主任会議

良質な介護サービスを目指し、安全と安心に配慮した各種リスクマネジメント、職員への指導方法を話し合い、統一した方向性を確認する。

ア 開催時期・・・月1回

イ 構成員・・・特養主任、副主任介護士

(3) 介護士会議

介護職員の意見や意欲、改善案を汲み取り、おもいやりある介護、サービス向上への建設的な会議の場を設け統一した方向性を確認する。また、原点に戻りサービスについての基礎を習得し、協力体制の強化やアサーショントレーニング、各種研修や出張などの情報を互いに学び、専門性を高める。

ア 開催時期・・・月1回

イ 構成員・・・特養介護士

(4) ケアプラン会議

施設において入所者が自立支援を念頭においた最適なサービスを受けることができるよう入所者本人、家族、多職種で協議を行い、ケアプラン立案、実施に反映する。

ア 開催時期・・・新規入所時の施設サービス計画書作成時

入所者の状態が大きく変化した時

要介護更新認定及び要介護状態区分の変更認定を受けた時

イ 構成員・・・特養主任介護支援専門員、特養主任・副主任介護士、特養介護士、看護師長、機能訓練指導員、栄養士、特養生活相談員

II りんどう苑デイサービスセンター

1 基本方針

住み馴れた地域で生活を継続していけるよう、日常生活の活性化、自立的生活の助長、心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消、家族の介護負担の軽減や介護方法の助言を行い、独居等の高齢者に対し、介護予防や日常生活上の支援を行い、要介護状態への進行を

防止し、在宅での自立した生活の維持向上を図る事を目的に支援する。

2 重点目標

- (1) SWOT分析を用い「強み」「弱み」「機会」「脅威」の4つの軸から組織を評価し稼働率向上を図る。
- (2) 自立した生活を支援する為、介護、看護、機能訓練、相談員の各専門的視点からその人らしさを支援する。
- (3) 認知症ケアの専門性を高める。
- (4) 連携とチームワークを図り、自立支援のための係わりに努め、在宅生活の継続を支援する。

3 利用者数見込み

通所介護利用者 4,046名

介護予防・日常生活支援総合事業利用者 576名

4 職員体制

管理者 兼生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導 員	運転手 兼介助員
1	1 (1)	5 (1)	1 (1)	1 (1)

() はうち非常勤職員

5 各種会議計画

(1) りんどう苑デイサービスセンター職員会議

業務内容、行事、利用者に対するサービス提供、解決すべき事項を協議し、りんどう苑デイサービスのあり方に対する共通認識・意識統一・協力体制の強化を図る。

開催時期・・・月1回

(2) ケアカンファレンス (デイサービス内)

よりよいサービス提供のためにスタッフ同士が、情報の共有や共通理解を図り、問題の解決を図る。

開催時期・・・適時開催

6 年間行事予定

月	内容	備考
4月	ミニバスハイク	ピザづくり、八幡平市内散策、菜園づくりなど季節にあった行事を開催
5月	ミニバスハイク (花見)	
6月	誕生会 (4月、5月、6月)、七夕装飾、ミニバスハイク	
7月	サクラランボ狩り、おやつ作り	
8月	夏祭り上映会、ミニバスハイク	

9月	茶話会 ミニバスハイク（7月、8月、9月）	
10月	味噌付けたんぼ作り 共同作品作り、紅葉見学	
11月	運動会、手工芸	
12月	手工芸、クリスマス会 誕生会（10月、11月、12月）	
1月	書初め、餅つき会、どっぴき	
2月	春の装飾作り	
3月	誕生会（1月、2月、3月）、茶話会	

Ⅲ 安代会居宅介護支援事業所

1 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で家族と共に自分らしく生活を送ることができるよう、総合的かつ効率的なサービス提供に努める。

2 重点目標

- (1) 利用者が住み慣れた地域で継続して生活できる基盤として、福祉及び医療の連携を強化する。
- (2) 規範となるマニュアルを整備する。
- (3) 事例検討会や研修会を通じて、個人のケアマネジメント力を伸ばす。

3 計画作成数見込み

居宅介護サービス計画作成数 年間 876 件
 介護予防サービス計画作成数 年間 360 件

4 職員体制

管理者 兼介護支援専門員	介護支援専門員
1	2

5 会議計画

(1) 居宅介護支援事業所サービス提供会議

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とする。

◇開催時期・・・おおむね週1回、毎週水曜日午前中開催を原則とする。

◇担当者・・・管理者

◇構成員・・・居宅介護支援事業所職員(検討内容によっては八幡平市地域包括支援センター職員も含む)

(2) 地域ケア会議への参加

自立支援に資するケアマネジメントの支援や支援困難事例等に関する相談・助言を得、自立支援に資するケアマネジメントとサービス提供の最適な手法習得することを目的とする。また、顕在的、潜在的な地域ニーズや地域課題が発現する場でもあるので、その点も参加目的の一つである。

IV ふれあいセンター安代デイサービスセンター

1 基本方針

利用者の望む在宅生活が継続でき、個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように、意欲の向上を図りながら適切なサービスを提供し、心身ともに健康で安定した生活が出来るように支援します。

2 重点目標

- (1) 個性を踏まえ、その人に見合ったサービスを提供し、楽しみを持つことで意欲の向上につながるよう支援する。
- (2) 地域の皆様と交流できる場を提供し、親しみをもち愛される施設を目指す。
- (3) 職員一人ひとりが知識、技術を習得し利用者のサービス向上につなげ、個々に見合ったサービスを提供し、魅力ある職場づくりを目指す。

3 利用者数見込み

通所介護利用者 3,764名

介護予防・日常生活支援総合事業利用者 1,390名

4 職員体制

管理者 兼生活相談員	看護職員	介護職員	調理員	運転手兼 介助員
1	1	5 (1)	1 (1)	1 (1)

() はうち非常勤職員

5 会議計画

(1) ふれあいセンター安代デイサービスセンター職員会議

ふれあいセンター安代デイサービスセンターの業務内容、行事、利用者に対するサービス提供、解決すべき事項を協議し、ふれあいセンター安代デイサービスセンターのあり方に対する共通認識・意識統一・協力体制の強化を図ります。

開催時期・・・月1回

6 年間行事予定

月	内容	備考
4月	ボウリングゲーム、ビンゴゲーム、スカットボール、長さ比べ	
5月	タワーゲーム、屋外リフレッシュ、トランプゲーム	
6月	輪投げ、屋外リフレッシュ、誕生会、室内装飾（夏）	
7月	七夕飾り、ビンゴゲーム、大金持ちゲーム、玉入れ、ビデオ鑑賞	
8月	屋外リフレッシュ、どっぴきゲーム、脳トレ、室内装飾（秋）	
9月	的当てゲーム、双六ゲーム、誕生会、ボウリング、おやつ作り	
10月	屋外リフレッシュ、どっぴきゲーム	
11月	輪投げ、茶話会、サイコロサッカー、ターゲットプレイ、室内装飾	
12月	すき焼きゲーム、バランスボール、誕生会、クリスマス会、長さ比べ	
1月	正月遊び、おみくじひきひき、おやつ作り、どっぴきゲーム	
2月	ペタボード、風船ゲーム、ソフトダーツ、スカットボール	
3月	ビンゴゲーム、誕生会、室内装飾	

VI ふれあいセンター安代訪問介護事業所

1 基本方針

その人が望む、その人らしい生活の実現に向け、地域に根ざした事業として可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。

2 重点目標

- (1) 利用者様の意思及び人格を尊重して、利用者様の立場に立ったサービスを提供し信頼関係を築く。
- (2) できることは利用者様が行うことを基本とし「そのひとらしい」自立した生活の実現に向け支援する。
- (3) 利用者様が心とからだの安心を得られように、まごころで支援提供を目指す。
- (4) 他職種との連携でより良いサービスを提供し質の高いものにする。

3 職員体制

管理者 兼サービス提供責任者	介護職員
1	2

Ⅶ グループホームやがみ

1 基本方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の援助や心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を送っていただくことと、利用者が有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

2 重点目標

- (1) 「利用者懇談会」を継続し、安心して暮らせる環境・信頼関係を築き、自立支援に努める。
- (2) 「利用者便り（個別通信）」を定期発行し、安全と安心を届け、家族との信頼関係の構築に努める。
- (3) 「絆づくり介護教室」「運営推進会議」等を継続し、施設の情報発信・施設開放を行い、「田山コミセン交流会」や「軽トラ市への出品」を通して、地域交流を図る。
- (4) 「働きやすい職場環境づくり」の事業所目標において、職員間アンケートの取り組みを継続し、利用者支援の向上を図る。

3 入居者見込み数

入居者数 3,186名（1日平均 8.7名）

4 職員体制

管理者 兼計画作成担当者	看護職員	介護職員
1	1 (1)	7 (1)

() はうち非常勤職員

5 各種会議

(1) 運営推進会議

認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を図るため、事業の実施状況、評価、助言等運営について協議することを目的とする。

ア 開催時期・・・2ヶ月に1回（奇数月）

イ 担当者・・・管理者

ウ 構成員・・・利用者の代表者、家族の代表者、地域住民の代表者、八幡平市職員、
理事長が認めた者

(2) グループホームやがみ職員会議

利用者懇談会、気付きのノートを活用した業務の見直しや利用者のカンファレンス、またサービス提供に関わる情報の共有を行い業務の統一化、質の向上を目指す。

ア 開催時期・・・月1回

イ 担当者・・・副主任介護士

ウ 構成員・・・全職員

6 年間行事計画

月	内容	交流会・教室
4月	開所記念昼食会	田山コミセン交流会
5月	ミニハイク（不動の滝）（お花見会） 保育所菜園交流会	絆づくり介護教室
6月	バスハイク（チャグチャグ馬コ）	田山コミセン交流会 利用者懇談会
7月	ミニハイク（田山地区祭典） 夜間避難訓練 菜園交流会	絆づくり介護教室
8月	ミニハイク（産業祭り） りんどう苑夏祭り 風水害避難訓練	利用者懇談会
9月	バスハイク（八戸海岸巡り） 合同敬老会 菜園交流会	絆づくり介護教室
10月	ミニハイク（山賊祭り・紅葉見学） 老人クラブ演芸会	田山コミセン交流会 利用者懇談会
11月	ミニハイク（りんご狩り） 収穫感謝祭	絆づくり介護教室
12月	クリスマス会 餅つき忘年会	田山コミセン交流会 利用者懇談会
1月	ミニハイク（初詣） みずき団子飾り作り	絆づくり介護教室
2月	節分豆まき バレンタイン行事	田山コミセン交流会 利用者懇談会
3月	雛祭り ホワイトデイ行事	絆づくり介護教室

— 第 4 章 受託部門の事業計画 —

I りんどう苑在宅介護支援センター

1 基本方針

地域の相談窓口として体制を整えると共に、アウトリーチを行っていく。

2 重点目標

- (1) 在支地域巡回：地域に出向き、発生している課題に対して相談支援を行う。また、相談窓口の周知を行う(月 1 回)。
- (2) 認知症カフェ：参加者相互が交流を図りながら、相談に対する適切な支援や認知症に関する正しい知識の普及啓発を行う(奇数月に開催)。

II ふれあいセンター安代高齢者生活支援ハウス

1 基本方針

居宅において独立して生活することに不安を感じている高齢者に対して、一定期間の居住の提供を行い、安心して生活していただけるよう支援する。

2 重点目標

- (1) 職員との信頼関係を深め、快適で安心できる生活の場を提供する。
- (2) 健康状態を見守り、在宅生活が維持できるように支援する。
- (3) 共有スペースで交流する事で、楽しい時間が持てるよう支援する。